

本計画策定の背景

- 我が国で世界の関心を集める国際文化交流の祭典を実施することは、世界の文化芸術の発展への貢献、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題である。また、地域の歴史や風土等を生かした地域の祭典は、活力ある地域社会の実現につながるものとして一層推進していくことが必要である。
- 文化芸術基本法は、芸術祭の開催又はこれへの参加について明示的に規定している。また、平成30年6月、議員立法により「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（以下「祭典法」と言う。）が成立した。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画かつ 国際文化交流の祭典の振興にあたっての指針として本基本計画を策定

1 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

(1) 我が国における国際文化交流の祭典に係る現状、課題

- 「ベネチア・ビエンナーレ」や「カンヌ国際映画祭」に比肩するような大規模な祭典は行われていない。
- 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指すことが求められる。

(2) 祭典法の目的、基本理念及び定義

○目的（祭典法第1条）

国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資する。

○基本理念（祭典法第3条）

- ① 国際文化交流の場の提供による世界への貢献、我が国に対する諸外国の理解の深化、国際相互理解の増進を図る。
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国等からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内外から多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指す。
- ③ 全国各地において多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにする。この場合に、地域住民等の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにする。
- ④ 青少年が世界レベルの文化芸術に接する機会を充実させる。
- ⑤ 国際観光の振興や地域の活性化等の関連施策との有機的な連携を図る。

○定義（祭典法第2条・第8条）

<国際文化交流の祭典>

国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しであり、我が国において行われるもの

<大規模祭典>

国際文化交流の祭典のうち、基本理念②の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典

(3) 基本計画の位置付け

- 祭典法は「大規模祭典」及び「地域の祭典」の双方について推進のための国の施策を規定している。
- 国際文化交流の実施の推進に関する基本的な計画かつ国際文化交流の祭典の振興にあたっての指針として本基本計画を策定する。
- 地域の祭典の実施を推進するために、「地域の祭典も含めた国の施策」だけではなく、「大規模祭典のための国の施策」に記載された施策も実情に応じて取り入れることが有効である。

2 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 大規模祭典のための国の施策

○大規模祭典の継続的かつ安定的な実施

- ・大規模祭典を継続的かつ安定的に実施するため、多様な専門的人材の確保・養成を図る。
- ・多くの人々の関心を得るため、より開かれた空間での実施、芸術家の自由な発想に基づく展示、公演等を可能とするため、公共空間や歴史的建造物、学校施設等の利活用を促進する。
- ・海外の芸術家が日本滞在中に、ストレスなく創造活動に従事することができるよう、各地域において芸術家を円滑に受け入れることができる環境を整備する。

○大規模祭典の企画等に関する専門的助言等体制の整備

大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を実施する。

○大規模祭典の国際的評価の確立及び向上

大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を実施する。

○大規模祭典への来訪者の利便性向上

大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を実施する。

○大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携

大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、世界の幅広い地域へ我が国の文化人・芸術家等を派遣するなど、必要な施策を実施する。

(2) 地域の祭典を含めた国の施策

○情報の収集等

国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を実施する。

○ボランティア活動への参加の促進等

地域社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るため、ボランティア等の活用を推進する。

○国際文化交流の祭典の相互の連携等

文化人・芸術家等の相互交流を推進し、創造的な企画による国際文化交流の祭典の振興を図るとともに、祭典間の連携促進により、運営基盤の強化を図る。

3 その他国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 大規模祭典のための国の施策

○大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会は、日本の文化芸術の魅力を国内外に発信する「日本博」の事務局を担い、その成果を踏まえ大規模祭典の実施に協力する。
- ・独立行政法人国際交流基金は、海外において国際文化交流の祭典を実施する者等との交流事業を実施してきた実績を有しており、外交政策上重要な国内の大規模祭典の実施の推進にあたって、その知見と事業を積極的に提供していく。
- ・祭典法第20条に基づく国際文化交流の祭典推進会議が中心となり、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図る。さらに、国、地方公共団体、有識者、民間等による新たな大規模祭典の創設及び大規模祭典の継続的かつ安定的に実施するための会議を設置し、地域の祭典との連携も含め、体制整備を図る。

(2) 地域の祭典を含めた国の施策

○地方公共団体及び民間の団体等に対する支援

国際文化交流の祭典の実施はもとより、我が国における文化芸術の創造と発展を図り、我が国、地域の優れた文化芸術の次世代への継承等、地方公共団体及び民間の団体等が実施する取組を支援する。

(3) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施する。